

障害者等に交付する外出支援助成券に関する規則の一部を改正する規則

障害者等に交付する外出支援助成券に関する規則（昭和49年浜松市規則第85号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>種別割の減免</u> 地方税法(昭和25年法律第226号) <u>第177条の17又は第463条の23に規定する種別割の減免</u>をいう。</p> <p>(7)～(11) (略)</p> <p>(外出支援助成券の交付等)</p> <p>第3条 市長は、次条第1項の申請書の提出があったときは、これを審査し、適当と認めるときは、民営交通機関、タクシー、施術所又はガソリン等給油所を利用する障害者等(次に掲げる要件を満たす者に限る。)に対し、予算の範囲内において、当該年度につき外出支援助成券のうちいずれか一つを交付する。ただし、ガソリン等給油所の利用券は、厚生労働大臣が定める地域(平成24年厚生労働省告示第120号)に規定する地域内に住所を有しない者に対しては、交付しない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 障害者等、当該障害者等と生計を一にする者その他市長が認める者が、次条第1項の規定による申請をする日の属する年度の前年度分の<u>種別割の減免</u>を受けていないこと。</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>自動車税等の減免</u> 地方税法(昭和25年法律第226号) <u>第164条に規定する自動車税の減免又は同法第456条に規定する軽自動車税の減免</u>をいう。</p> <p>(7)～(11) (略)</p> <p>(外出支援助成券の交付等)</p> <p>第3条 市長は、次条第1項の申請書の提出があったときは、これを審査し、適当と認めるときは、民営交通機関、タクシー、施術所又はガソリン等給油所を利用する障害者等(次に掲げる要件を満たす者に限る。)に対し、予算の範囲内において、当該年度につき外出支援助成券のうちいずれか一つを交付する。ただし、ガソリン等給油所の利用券は、厚生労働大臣が定める地域(平成24年厚生労働省告示第120号)に規定する地域内に住所を有しない者に対しては、交付しない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 障害者等、当該障害者等と生計を一にする者その他市長が認める者が、次条第1項の規定による申請をする日の属する年度の前年度分の<u>自動車税等</u>の減免を受けていないこと。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の障害者等に交付する外出支援助成券に関する規則の規定は、令和9年度以後における外出支援助成券の交付について適用し、令和8年度における外出支援助成券の交付については、なお従前の例による。

(あらし)

この規則は、地方税法の一部改正に伴い、規則中で引用する「種別割」を改めるとともに、引用条項の整理を行うものです。